交換価値に基づく「税負担の転嫁」の検討

冨永 和人*

2019年2月16日

概要

間接税の理論において、売り手に課税されることによる財の実質価格の騰貴分は買い手の余分な支出となるため、買い手の負担となり、これが市場での売買取引によって間接税の負担が転嫁される根拠となっている。これに対して、交換価値に基づけば市場取引は等価交換であるから、取引によって買い手の財産価値の損失すなわち買い手の負担は発生しない。よって、結果として買い手の負担が起きるのであれば、それは取引以前に起きているはずである。このことを明らかにすることで、本稿では「税負担の転嫁」と呼ばれる現象が、価格変化によって複数の経済主体の財産に生じる価値の変化の一部を観察者が選び、それを納税者の損失と関連づけることであたかも生じているかのように見えるものであることを示し、またその関連づけは価格変化後(税のある状態)において取得された財貨に対しては不可能であり、すなわちそこでは「税負担の転嫁」が存在し得ないことを示す。

1 はじめに

租税論における間接税の理論において、ある財の売り手に課される税負担の一部または全部は、その財の価格の騰貴によって買い手に転嫁されるとされる。売り手への課税は生産費用の一部となり、売り手は売値を引き上げようとするだろうから、需要と供給に通常の価格弾力性があるなら実際に価格騰貴は起きるだろう。この価格騰貴分は、買い手から見れば税がなければ支払う必要がなかった金額なので、その財を買った結果、余分に財貨(すなわち所有している価値)をその金額分だけ失ったことになり、それが税負担であるとされる*1。

これに対して筆者らは、交換価値に基づくと自由市場における売買取引で税負担は転嫁されないことを示した[1]。市場取引は価格において行われ、価格は商品の交換価値の貨幣量による表示であるから、市場取引は常に等価交換であるためである。

先に述べた間接税の理論も価格によるものであり、 すなわち交換価値に基づいている。同じ交換価値に基 づく議論において、所有する価値の損失を税負担とし ながら、筆者らの検討では税負担の転嫁は起きず、間 接税の理論では買い手に税負担が生じることとなる。 これは一見、矛盾するように見える。

本稿では、これについて矛盾のない解釈を示すとと

もに、間接税の理論における「税負担の転嫁」とはどのような現象であるかを明らかにすることを試みる。

2 交換価値によって税負担を論じる妥当性

我々が私人の税負担の大きさを問題とするのは、それが課税による私人の経済活動への影響の尺度であり、またその尺度に基づいて公平性などを論じるためであろう。

税は通常、貨幣(税金)として徴収され、貨幣は基本的に交換価値のみを持つ財である。よって政府がとある額の税金を必要とすることは、民間から交換価値を手元に移転する必要を意味する。税は第一義的には政府の経費のために民間から財貨を移転することであり、経費の支出は市場において行われるから、税の必要は市場価格つまり交換価値に基礎を置かざるを得ない。我が国では相続税に物納が許されることがあり、物納によって収納されることになる税額は時価、すなわち納められる物の交換価値である金額である。また我が国の固定資産税の税額は、課税対象である固定資産の時価に基づいて計算される。これらのことからも、政府にとって税とは交換価値の入手であり、また税額の基礎は交換価値であると考えてよいと思われる。

同額の税金を支払う私人の税負担を等しいと考えるなら、貨幣は交換価値のみを持つのだから、税負担も交換価値に基づいて論じる他はない。政府にとって税が交換価値の入手ならば、私人にとって税とは交換価値を手元から失うことである。言い換えると、政府にとって徴税とは市場で必要な何かを買えるかどうかの

^{*} 和(かのう)情報網

^{*1} この議論は実質価格で行う必要がある([1] 参照)。ここでは実質価格の騰貴があると仮定した。

問題であり、私人にとって納税とはそれによって市場 で何かを買えなくなるかどうかの問題である。

交換価値を用いる以外の可能性として、私人の税負担をその人が財に感じる主観的価値に基づいて評価することも考えられる。例えば私人AとBに同じ1千万円の相続税が課され、両者とも時価1千万円の土地を所有しており、Aは自己の土地に1千万円の主観的価値を感じ、Bは2千万円の主観的価値を感じているとする。貨幣で納税したなら同じ1千万円の税を、主観的価値において等しい負担とするなら、Aには所有する土地の全てを納税させ、Bにはその半分を納税させる、などということになるだろう。

ここには3つの問題がある。まず主観的価値は事実 として観察できない(マスグレイヴの用語で「オペレー ショナルでない」[2, p.309]) ことである。そのように 観察できないものに基準を置いた課税は明確性の原則 に反するであろう。また、課税前に両者は土地を売っ て等しい1千万円の貨幣を手に入れることができ、それ を全て相続税として納めることもできた。その時、両 者の手元には何も残らなかった。しかし両者の土地に よる納税後に、Bが残りの土地を売れば何某かの貨幣 を手に入れることができるのに対し、Aはそれができ ない。同じ課税について、これは公平と言いがたいの ではないか*2。さらに政府にとって、前述の通り、税 は交換価値の入手であり、貨幣1千万円の税収に相当 するのは時価1千万円の物納であるから、AとBの物納 は等価なものではなく、Bによる物納では求める交換 価値が得られない。

主観的価値を用いるのとは別の可能性として、財自身が何らかの客観的価値を持つと考え、それに基づいて税負担を評価することも、やり方としては考えられるが、財の客観的価値についての合意は現在の経済においては存在しないと思われるので明確な課税とはならないだろうし、主観的価値を用いた場合と同様、市場取引を合わせた公平性にも政府の税収についても問題がある。

以上から、税負担を論じるのに交換価値を用いることは妥当であり、交換価値を手元から失うことが私人の(少なくとも第一義的な)税負担と言ってよいと思われる。この前提は自由市場の存在であろう。政府が経費を貨幣として取るのは、自由市場で貨幣を支出すれば必要なものが必ず買えるからである。また政府は

物納によって収めた財を市場で処分でき、市場価格と 同額の貨幣を入手して経費として支出できる。私人も 財貨をいつでも市場で交換価値において等価な財貨と 交換できるので、貨幣での納税と、時価がそれと等し い物での納税は等価になる。

以後、特に断らない限り、価値という用語は交換価値を表すものとする。

3 買い手の損失は取引前に起きる

税の帰着とは、税負担が最終的に誰にどのように割 り振られるかを意味する言葉であり、法的に税が課さ れてから帰着までに税負担の転嫁が起こるとされる[3, p.237]。マスグレイヴは帰着を「予算政策の変更によっ てもたらされる分配の変化」とし、個人への帰着をそ の個人の実質所得の変化を観察することで測定できる とした[2, p.311]。本稿ではこれに倣いつつ、所得の変 化ではなく、税によって同じ経済主体が所有する財貨 とその価値がどのように変化するかで税負担およびそ の転嫁を見定める。所得とは通常、収入から支出を差 し引いたものであり、所有する価値が収入や支出で変 化するとすれば、(これから検討する対象である)所有 する財貨の価値によって見た損益は、実質所得で見た 損益と同じはずである。なお経済主体は通常何らかの 財産を持つので、税導入による価格変化が資産価値に 及ぼす影響を考慮しつつ検討する。

企業による財Xの販売に課される間接税を考える。 税額は1つのXの販売あたり40円とし、税導入によってXの価格が100円から125円になるとする。

市場取引は価格について売り手と買い手が合意して初めて起きる。そのためには価格が先に定まり、しかる後に財貨の交換が行われねばならず、その逆の順序ではあり得ない(財貨の交換の後に価格が決まるわけではない)。ところで、筆者らの議論[1]によれば、自由市場での取引における財貨の交換は交換価値において等価な交換であるから、それによって買い手が所有する資産価値の減少は生じない。具体的には、税導入後の財Xの価格は125円であるからその交換価値(の貨幣量による表示)は125円であり、その状況における取引では1つのXと125円の貨幣が交換されるので、買い手に価値の損失はない。このように取引における交換で価値が失われないのだから、取引をした後に結果として買い手に価値の損失が起きているならば、その損失は取引における交換の前に起きているはずである。

以下、このことを確認する。財Xの売り手である企業Sと、消費者A、B、Cを考える。税導入前のSの全

^{*2} これは交換価値に基づく判断である。我々の直観的な公平性は交換価値と切り離せないのではないかというのが筆者らの推測である。

財産は財Xが3つ、消費者Aのそれは200円の貨幣、Bについては100円の貨幣と財Xが1つ、Cについては財Xを2つ所有するとする。そして税導入後に以下の事象が順に起きるとする。

- 1. SがAにXを1つ売って40円を納税する
- 2. SがBにXを1つ売って40円を納税する
- 3. Cが市場でXを1つ、AやBとは異なる消費者に売り、その後SがCにXを1つ売って40円を納税する

なおCは消費者なのでXを売る際に課税されないこと に注意されたい。

税導入前の状態から、税が導入され、これらの事象が発生する過程で、それぞれの主体が所有する資産の価値と政府の累計税収額がどのように変化するかを見る。 実質的な損益を見るために、資産価値はXの価値に対する比で考える。これはこの経済にある財がXのみであると仮定して物価指数で調整することに相当する。

結果を表1に示す。分かりやすいように、資産価値と税収額は小数ではなくその時点のXの名目価格を分母とした分数で示した。税導入前の資産価値はその時点のXの価格100円に対する比で表され、税導入後では騰貴後の価格125円に対する比で表される。例えば「税導入後」におけるAの資産は貨幣200円であり、この時点のXの価格125円に対して200/125の価値となる。同じ時点のBの資産は貨幣100円と財Xが1つであるから、貨幣の価値100/125と財Xの価値1 = 125/125の和で225/125となる。

表1 資産価値の変化

事象	Aの資産	Bの資産	Cの資産	Sの資産	税収
税導入前	200/100	200/100	200/100	300/100	0
税導入後	200/125	225/125	250/125	375/125	0
1の後	200/125	225/125	250/125	335/125	40/125
2の後	200/125	225/125	250/125	295/125	80/125
3の後	200/125	225/125	250/125	255/125	120/125

事象1では、Sが財Xを1つ手放して貨幣125円を入手し40円を納税する。これによりSの資産は貨幣85円と財Xが2つとなり、その価値は85/125+2=335/125となる。貨幣125円を手放してXを手に入れたAの資産は貨幣75円とXが1つであるから、その価値は75/125+1=200/125であり、これは取引前と変わらない。市場取引は交換価値において等価な交換であるためである。以下の事象についても同様にして表1を得る。

資産価値の変化はその経済主体の損益を表すので、

所有する財貨において価値を失うという税負担は資産価値の減少として現れるはずである。Aの資産価値の推移を見ると、その減少が起きているのは「税導入前」から「税導入後」にかけてであり、AがXを購入する事象1の前後では変化がないことが分かる。BやCについても同じである。

また、消費者 A、B、Cはいずれも「税負担が転嫁」 されるはずの X を 1 つ買う取引を一度だけ行っているので、税負担については同等のはずである。しかしながら「税導入前」から全ての取引が終わる事象 3 の後までのそれぞれの資産価値の変化を見ると、A については 200/100-200/125=0.2 の減少、C については 200/100-250/125=0で減少なしである。

以上から次のことが分かる。消費者の資産価値の減少は税導入によって価格が変化する時点で起きるものであって、個々の取引で起きるものではない。つまり、消費者の損失は税導入による価格変化が起きた時点で既に発生している。またその損失の大きさは、「税負担の転嫁」が起きるとされる取引を実際に行うかどうかとは無関係に、税導入時におけるその消費者の資産構成(投資の用語で言う「ポジション」)によって決まる。

政府の税収を誰が負担しているか検討する。負担と いう言葉は一般に、誰かの不利益によって誰かに利益 を与えることを含意するであろう。租税は、財貨を失 うという不利益を私人が被ることで政府に利益を与え てその経費を賄うものであり、2節で述べたように私人 から政府への交換価値の移転である。表1で政府の税 収に注目する。消費者の財産が減少した時点(「税導入 後」)では政府の税収は発生していない。よって消費者 の不利益が政府の利益となっているわけではない。こ のことは、消費者A、B、CがXを購入しなかった場合 (表で状態が「税導入後」に留まった場合) を考えると 明らかである。このとき消費者には不利益が発生して いるが、政府は税収を得ない。Sの資産の推移と政府の 税収を見ると、Sの資産が減少した時に政府の税収が 発生し、資産減少の大きさは税収額に正確に一致する。 このことは同時に、消費者の資産減少が税収に全く寄 与していないことも示している。

「税導入前」におけるSの資産300/100 (= 3) はSが生産によって創出し所有していた価値であり、その価値は「税導入後」においても同じ375/125 (= 3) である。そこからSは税として価値を政府に奪われているのであるから、政府の経費を賄うという意味で税を負担しているのは間違いなくSであると言えるだろう。

まとめると次のようになる。財Xへのこの課税は価格変化を引き起こすことで消費者の資産価値を減少させる。この損失は取引を待たずに価格変化の時点で発生し、その大きさは各消費者のポジションによって決まる。よってこの不利益は取引においてSから消費者に転嫁されるものではなく、消費者がどのような取引をしようがしまいがそれぞれの不利益の大きさが変化することはない。またこの不利益は政府の税収とは無関係に発生するものであり、よって消費者は政府の税収を負担しているわけではない。政府の税収のために不利益を被るという意味での税負担は納税者である企業に発生し、その大きさは正確に税額である。

現実の経済には多数の財があり、ある財への課税は それらの財の価格を複雑に変化させるだろう。そのと きに各経済主体の資産価値がどう影響されたかを見定 めるためには、資産の額を物価指数によって調整する などの必要があるだろう。その場合でも、交換価値に 基づけば市場取引は等価交換であるから、資産価値の 変化は税導入の時点(価格が変化した時点)で起き、取 引の有無とも税収とも無関係であると言える。表1に おいて、もしも課税によって物価指数が変化しないな ら*3、貨幣価値が変化しなかったということであるか ら、財の実質価値はその時点の名目価格で表すことが でき、そのためには表中の全ての分母を100や125でな く1とすればよい(つまり分子のみを見ればよい)。こ の場合、価格変化によって消費者Aは不利益を被らず (資産価値200→200)、消費者B、Cおよび企業Sの資 産価値は価格が変化した時点で増加する(それぞれ200 $\rightarrow 225$ 、 $200 \rightarrow 250$ 、 $300 \rightarrow 375$)。 それでもこの変化は価 格が変化した時点で起きるものであって、取引の有無 や税収とは無関係であり、税収となるのはSの資産か らのその時々の移転分である。

4 逸失利益との関係

前節では、マスグレイヴの議論に倣い、課税による変化、すなわち財産価値における損失が税導入の前後で同じ経済主体にどのように生じるかを検討した。一般に間接税の負担が論じられる時には、このような方法は採られない。税導入前に実際にどのような状態であったかとは無関係に、ある経済主体が税導入後に取引を行ったときに税負担の転嫁が起きるとされる。我が国の消費税制度は、税がある状態における取引で起

きるとされる税負担の転嫁によって、最終的に消費者が税を負担することを予定している。消費税率が8%になってから初めて経済活動を行う主体(新しく生まれた人や新たな企業など)は、税導入前の経済的な状態がないにもかかわらず、消費税の負担を転嫁したりされたりすることになる。マスグレイヴの議論によれば、この経済主体の実質所得の変化は(変化する前の状態が未知なのだから)観察できず(すなわちオペレーショナルでなく)、従って測定できないはずである。

そのような主体が所有する価値は、自身が納税することによって失われることはあっても、税導入による価格騰貴で変化することはなく、また取引は等価交換なのでそれによって変わることもない。このことから、間接税の理論において、納税せず取引だけを行う買い手に転嫁されるとされる「負担」は、このような主体にとっては、所有する価値の損失ではない。

もしもこういった主体が、価格が騰貴した後の財を 買って何らかの損失を被るとしたら、それは何であろ うか。感覚的にはそれは、「いま税がなければ100円で 買えたのに、税があるために125円を支払わなければな らない」という損失だと思われる。これは言わば、損 害賠償における逸失利益のようなものであろう。工場 の機械を誰かが壊して生産ができなくなったとき、そ の破壊がなく生産をして製品を売っていれば得られた はずの利益は逸失利益と言える。あるいは、駅前で朝、 ティッシュペーパーが無料で配られていて、そこを通 れば1つ手に入るはずが、ティッシュ配りを誰かが妨 害したためにそこを通ったときに配られていなかった という場合でも、法的に認められるかどうかは別とし て、それを利益の逸失と呼ぶことは可能だと思われる。

ところで後者の場合、朝に駅前に行かず家で寝ていた人が、「誰かがティッシュ配りを妨害したせいで、得たはずの利益(ティッシュ1個)を失ったのだ」と言うことはできないと思われる。逸失利益とは「本来得たはずの利益」であり、そのような利益には前提となる様々な原因がある。受け取る人がティッシュを手に入れるという利益の原因としては、受け取る人が朝に駅前を歩くことと、配る人がティッシュを配ることが必要である。ここに妨害という原因が付け加わって(あるいはティッシュが配られるという原因が取り除かれて)、得たはずの利益がなくなることで利益の逸失となる。朝、家で寝ていた人の場合、ティッシュ配布の妨害という原因については事情が同じであるが、その人が朝に駅前を歩くという原因が欠如している。よって、配布への妨害がなかったとしても、利益を得ることが

^{*3} 例えば財Xが物価指数を求めるバスケットに入っておらず、 かつバスケットの価格が課税によって変わらない場合など。

なかったのであるから、ティッシュ配りの妨害による 利益逸失がこの人にあるとは言えないと考えられる。

税導入による前述の利益逸失と見えるものは、「税がなければ100円で財Xが買えたはずなのに、税導入のせいでXの価格が125円になって、いま手元にある100円では買えなくなった、よってここには利益逸失がある」と表現できるだろう。前節で示したように、買い手の損失が起きるのは価格変化の時点であり、それ以外の時点では起きない。いま検討している経済主体はその時点で資産を持っておらず、逸失利益の前提である「100円の貨幣を所有している」という原因がその時点において欠けている。従って、上のように表現される税導入による利益の逸失はこの主体にはないと言える。

株式市場における取引を考える。前日に比べて値上 がりした株があるとする。市場に参加する経済主体D が、値上がり前にその株を買わずに現金を保有するポ ジションを取り、値上がり後に「昨日買っておけばよ かった」と考えるとき、これを利益逸失と呼ぶことは可 能だろう(自己の選択の結果ではあるが)。なぜなら、 持っていた現金でその株を買うことができたからであ る。これに対し、値上がり前には市場に参加せず現金 も保有していなかった経済主体Eが、値上がり後に市 場に参加し、「昨日買えば儲かったのに」と感じるのも 自然な感覚ではあるだろう*4。しかしEはその株が安 い時点で現金を持っていなかったのだから(利益の原 因の欠如)いずれにせよ買えなかった。よってこれを 利益の逸失と呼ぶのは難しく、その何かは少なくとも Dの利益逸失とは性質が違うと言わざるを得ない。D の場合、その逸失利益は株価の値上がり分で表すこと ができ、株価の方を基準とすれば現金保有ポジション を取ったための資産価額の減少(評価損)で表される。 これは前節で検討した実際に資産に被る損失そのもの である。

以上から、税導入後に経済活動を行う経済主体には 価格騰貴による利益逸失はないと言える。税導入前か ら経済活動を行う経済主体については、税導入時に所 有する財産についてのみ利益逸失があると見ることが できるが、その逸失利益は資産価額の評価損で表され る実際の損失であると考える。なお、税導入前から経 済活動を行う主体についても、税導入後に取得あるい は生産した財産については税導入による価格騰貴の影 響を受けないから、それについてはどのような取引を しようとも、税導入後のみに活動を行う主体と同じく 利益逸失はないと言える。

同様の議論は売り手についても成り立つ。税導入によって100円から125円に騰貴した価格において、売り手が税導入後に生産した財Xを売るとき、売り手は税導入によって25円の利益(資産価額の増加)を得たと感じるかも知れないが、価格騰貴を原因とする財産価値の増加を被るには騰貴時すなわち税導入時にその財を所有しているという原因が必要であり、この売り手にそれは欠けている。よって税導入による値上がりで利益を得たという感覚は自然であっても、現実にはその利得は発生していないと言える。他方、税導入前から所有する財産について実際に発生する価値の増加は資産価額の評価益によって表される。

5 税負担の転嫁とは何か

税導入前に財Xの価格が100円であり、消費者が100円の貨幣のみを持っている。税導入後にXの価格が125円になると、消費者は100円の貨幣ではそれを買えず、25円を余分に(稼ぐなどして)支払わなければならない。この25円は、間接税の理論において消費者の税負担とされる額に等しい。売り手である企業が税導入前に財Xを1つ持っているなら資産価額は100円であり、税導入後に125円となる。この値上がり分である25円は、間接税の理論において企業が消費者に転嫁するとされる税負担の額に等しい。そして企業は40円を納税し、結果として差引き15円の税を負担するとされる。

ここで転嫁されるという25円が、売り手企業の利得 の額であり (だから納税の負担が相殺される)、また買 い手消費者の損失の額であるためには、そのような利 得や損失は取引では起きないのだから、それは価格変 化が各々の資産に及ぼす価値の増加及び減少である必 要がある。前節までの議論によると、そうであるため には、売り手企業も買い手消費者も、ある特定のポジ ションになければならない。例えば、売り手企業が税 導入後に売る財Xを全てそしてちょうどそれだけを税 導入の時点で所有しており、買い手消費者が税導入後 に財Xを買う分ちょうどの貨幣を税導入時に所有して いれば、価格変化によってそのような資産価値の変化 がちょうど起きる。さらに、財Xの取引を行わない経 済主体が価格変化によって資産価値の増減を被らない ためには、その価格変化に中立なポジション(例えば 財貨を全く所有しない)を取っている必要がある。

しかし実際には、財Xを取引する主体もそうでない

^{*4} スーパーマーケットに行って、前日が安売りの日だったと知ったときのように。

主体も様々なポジションを取り、3節で見たように、それぞれの資産価値はそのポジションに応じて(そして取引とは無関係に)価格変化の影響を受ける。

このことから、もしも取引によって起こるとされる「税負担の転嫁」が、所有する価値を損失するという第一義的な税負担の転嫁を意味するなら、それは価格変化によって財産価値に影響を被った全ての経済主体のうち、財Xを実際に取引した主体のみの、しかもその取引に供された財貨の価値変化の額だけを納税額に結び付けるが故にあたかも生じているかの如く見える現象であると言える。

そうであるならこの認識には問題がある。価格変化による売り手企業の財産価値の増加分が買い手への負担転嫁分となるが、そうなるのは税導入前に企業が所有している財についてのみである。税導入後において企業が新たに生産した財の価値はその時点での価額で表されるもので、それ以前に起きた価格騰貴による資産価値の増加の恩恵を受けず、納税額を相殺して負担を転嫁することにはならない。

消費者についても、税導入前から所有していた貨幣は価格変化によって価値を減ずるが、税導入後に稼得した貨幣はその時点での金額の価値を持ち、価格変化の影響を受けず、従って負担を引き受けることはない。ある消費者が税導入前から所有している貨幣に価格変化による価値の減少を被った後で財Xを買い、別の消費者が税導入後に稼得した貨幣で財Xを買うとき、間接税の理論によれば両者とも財Xを1つ買ったので同じ税額を負担することになるが、前者は後者にはない財産価値の減少を被ったのであるから、これまで見たように「税負担の転嫁」がそのような財産価値の変化を含めて計算されるならば、この2者の負担が同じはずはない。

よって、税導入後に起きる取引において、そこで供される財貨がいつその経済主体の所有となったのかを問うことなく税負担が転嫁されると見るのは、間接税の負担が(価格の変化ではなく)取引によって転嫁されると考えるための誤った認識であろうと思われる。価格変化が起きた後の状態においては、取引によって発生する納税と組み合わせて「税負担の転嫁」と見なすことができるような財産価値の変化は存在しない。

6 価格変化による損失と納税の違い

ある財への課税は、その財だけでなく別の財の価格 にも影響を及ぼすことがある。いまボールペンの販売 に税が課され、ボールペンの価格が上がり、それによっ て代替財である万年筆の価格も上がったとする。租税 論によれば一般に、ある課税による支出の増加分はその税による負担であるので、このとき万年筆の買い手もボールペン税を負担することになる。しかしこのような価格変化は、ボールペンの売り手と万年筆の買い手との間に直接・間接に取引がなくても起きる。その場合、万年筆の買い手の税負担は、ボールペンの売り手から市場取引を通じて転嫁されたものではあり得ない。では万年筆の買い手はボールペン税を負担しているのだろうか、負担していないのだろうか。

これまでの議論に基づき、このことは次のように説明できる。ある課税が市場に影響を及ぼし、様々な財の価格を変化させると、各経済主体の財産価値はそれぞれのポジションに応じて変わる。それはその主体が、納税者と直接や間接に取引するかどうかに無関係である。そのような価格変化による財産価値の変化と別に、納税者(ボールペンの売り手)は税として財貨を政府に納める。

ボールペンの買い手が価格騰貴によって被る損失も 万年筆の買い手のそれも、いずれも政府の税収となっ ているわけではない。売値や買値の提示は個々の経済 主体の自由意志によるものであり、価格の変化はその 結果として起きる。ボールペンの売り手が売値を引き 上げるのも、万年筆の売り手がそうするのも、この点で は変わりない。一般には、売り手に課税されれば、売 り手は売値を引き上げるだろうと考えられるが、必ず しもそうとは言えない。十分な利益を得られると考え る売り手は売値を据え置くかも知れないし、課税によ る損失を補うには薄利多売が望ましいと考えれば売値 を下げるかも知れない。言い換えると、ボールペンの 価格騰貴の方を税負担の転嫁であり万年筆のそれをそ うでないと見なすのは、課税と特定の価格変化を観察 者が関連づけているためである。

このような価格変化による利得や損失は、納税者が その取引に直接・間接に関与するかどうかにかかわら ず同質のものと捉えることが可能であるが、納税によ る損失はそれらとは次の点で異なる。まずそれは市場 の価格変化によってもたらされるものでなく、法的義 務として課される権利(所有権)の制限である。これ は価格変化が、個々の経済主体の自由権の行使の結果 として自由主義において当然のものとされているのと 対照的である。また既に表1で見たように、価格変化 による主体の利得や損失は政府の税収とは無関係であ るが、納税者の損失はそのまま政府の利得となる。

7 比較静学による税負担の見定めについて

以上の議論は、通常の租税論における間接税の理論が見定める税負担とは異なる結論を導いた。本節では その相違の原因について検討する。

租税論では伝統的に、比較静学に基づいて税負担の 帰着を見定める[2, p.313]。一般に、税導入前の均衡を 均衡1、税導入後の均衡を均衡2とし、ある経済主体の 所得(収入と支出の差)が均衡1よりも均衡2において 少ないとき、その差を税導入による負担すなわち税負 担であると見なす。これに従いミクロ経済学のテキス トは、商品の売り手に税が課され、それによって商品 価格が騰貴したとき、その騰貴分を買い手の税負担と する[4, p.186]。買い手の収入を不変とした場合、この 購入による支出増が名目所得の減少となるため、その 減少分を税負担であると考えるものである。売り手に ついては、税額を政府に納めるという支出があるもの の、価格騰貴分だけ収入が増えるので、その分は税額 の負担が相殺される。この結果、価格騰貴分だけ売り 手の税負担が減り、それと同額だけ買い手が税を負担 し、これが税負担の転嫁であると考える。

ここには暗黙に、収入イコール利益であり、支出イコール不利益である、という前提がある。買い手については支出が増えたので、不利益が増えたつまり負担が増えたと見なす。売り手については納税支出という不利益があるが、価格騰貴分の収入つまり利益によってそれが一部(または全部)相殺される、という見方である。

ところで、納税のための支出と商品購入のための対価の支払である支出は性質が異なる。前者は租税の定義により反対給付がないのに対して、後者は商品が給付される。いまある人が1万円の貨幣を所有しており、その貨幣を税として失うか、その1万円で何かを買うかのどちらかを選べと言われたら、間違いなく後者を選ぶだろう。なぜなら、前者の場合にはその1万円の貨幣の効用をこの人は全く享受しないが、後者では何かを買うということで享受するからである。この同じ1万円の支出には、不利益として質的な差があり、同種の不利益としては必ずしも扱えない。

収入についても同じである。一方的な金銭の給付としての収入と、商品を売った対価を得る収入とは、質的に異なる利益である。客が商店の中で1万円札を拾ったとする。この1万円は商店のものだろうから、客はこれを商店に給付しなければならないだろう。そのとき商店は1万円の収入を得る(この札が元々どこから来

たかは別として)。もしも客がこれを商店に渡さず、その代わりにその商店で1万円の買物をすると申し出たらどうだろう。その場合に商店が得る収入も1万円である。しかし商店は間違いなく前者(単純な給付)を選ぶだろう。どちらの場合も商店は1万円の貨幣を手に入れるが、後者はその反対給付として商品を渡す必要があるため、純粋な1万円の利益にならないからである。よって収入についても、同じ額の収入でありながら、単純な給付と対価の受取りは質的に異なる利益であると言える。

従って、納税義務を負わない買い手の支出増(間接税における税負担)を、通常の納税による支出(直接税による税負担)と同じ不利益とは必ずしも呼べないし、売り手の納税という不利益を、より多い対価の受取りという利益で相殺できるとは(それらは異質のものであるから)必ずしも言えない。

2節で論じたように、税負担を検討するためには負担の大きさ、つまり被る不利益の大きさを見定める必要がある。不利益とは、一般に望まれない物事と言ってよいだろう。課税は一般に私人が望まないものである。誰がより望まない状況にあるかを不利益の大きさで判断するのであるから、不利益の大きさは「望まなさの度合」を表す尺度である必要がある。前述の1万円を納税するかさもなくば何かを買えという例で、誰もが普通、何かを買う選択をするというのは、一方が明らかに他方より望まれるということなので、この2つの選択肢それぞれがもたらす不利益の大きさが異なることを示している。

税金を考えると、同じ状況において経済主体が課される税額が10円であるのと11円であるのは、後者の方が負担が重い、つまり後者の方が不利益が大きいと考えるのが自然だろう。その理由は、普通は誰もが、税金を11円払うより10円払う方を望むからである*5。一般に、より多い税額の方が不利益が大きいと言ってよいだろう。すなわち納税による不利益の大きさは金額で表すことができ、金額が大であるほど不利益が大きい。

いま米1粒の価格が1円だとして、手元に1万円の貨幣があり、米を買って残った貨幣は全て納税しなければならないとする。米を何粒買おうとも、最終的な支出額は1万円となる。可能性としては $0 \le N \le 10,000$ なるN粒を買う選択がある。この選択肢を、より望ま

^{*5} 人によっては、より税金を多く払う方が社会に貢献するので望む、ということもあるかも知れないが、税負担の大きさは 共通の尺度として存在する必要があるので、本文のように普通はどうかで判断すべきと思われる。

ない順つまり不利益が大きい順に並べることができる。 どうせ政府に取られるなら米を買った方がいいと誰で も考えるはずだから、Nが小さい(米を少なく買う)ほ ど不利益が大きいという順序となる。なぜならNが小 さいほど手元に残る米は少なくなるからである。この 不利益の大きさを支出額のみから測ることはできない。

買うものが米に限られないとすると、例えば1万円のうち5,000円で米を買って5,000円を納税する場合の不利益と、米でなく麦を5,000円分買って5,000円を納税する場合の不利益を直接比べるのは難しい。なぜなら米が好きな人は前者を選び、麦が好きな人は後者を選ぶだろうから、普通はどちらとは言えないからである(実際には両者とも1万円分買うだろうが)。

ここで自由市場の存在を仮定すると、もし麦が好きな人が米を5,000円分買ってしまい、5,000円の貨幣を納税したとしても、手元に残った米を市場で売れば5,000円の貨幣が取り戻せて、その5,000円で麦を買うことができる。よって米を5,000円分買っても麦を5,000円分買ってもどちらでも構わない、つまり不利益の大きさは等しくなる。このとき不利益の大きさは納税額だけで決まる。

このように、自由市場を仮定すると、収入と支出について「より望む」「より望まない」という利益*6・不利益の度合は必然的に交換価値で表されることになる。すなわち交換価値を手に入れることが利益であり、それを手元から失うことが不利益である*7。我が国の税法を含む債権債務関係の法秩序が一貫して時価すなわ

ち交換価値に基礎を置いている[5]理由と妥当性もこれ によって説明できる。

以上に基づいて、間接税が課される取引の売り手と 買い手の利益・不利益を考える。買い手は、対価を支 払って商品を手に入れる。ここでの不利益は対価の支 払、利益は商品の入手である。それらは交換価値において等価なので、買い手にはトータルで不利益はない (利益もない)。売り手は、商品を手放して(これが不 利益)、対価を受け取り(利益)、納税する。取引では 利益も不利益もなく、納税で不利益がある。利益とは 誰もが望むこと、不利益とは誰もが望まないことは り、市場取引は自由意志で行われるのだから、このよ うに取引において両者それぞれにトータルとして利益 も不利益もないことは自然である。どちらか一方にで も不利益となれば、不利益というものの性質上、自由 意志でそれが起きるはずはない。そして納税は不利益 であるからこそ強制される必要がある。

このことは、法律上の納税義務者及び税額と、実際の税負担者及び負担額が一致することを示す。税が財産権の制限でありその制限を受けるのは納税義務者であること、市場取引を行うだけの者は財産権(自由権)を行使するだけであり税法による何らの義務も負わないこととも、これは整合する。つまりここで議論している税負担に関して、間接税というものは存在しない。

伝統的な所得に基づく税負担の見定め及び「税負担 の転嫁」という考え方がこれと異なる結論を導くのは、 交換価値を部分的に見落しているためである。売り手 については、税額が価格騰貴分で相殺されると考えて いるが、価格騰貴分(それがどのような額であれ)は 商品価値に含まれており、受け取る貨幣は商品の対価 そのものである。言い換えると、商品を手放すことに よって被る不利益の大きさと、対価を得ることによっ て被る利益の大きさは等しい。対価に加えて何らかの 利益を得ているわけではないので、この取引とは別に 納める税額について何らかの相殺が起きると考えるの は誤りである。買い手については、価格騰貴分が不利 益であると考えているが、その分の価値は商品価値の 一部として受け取っている。商品を手に入れることに よって被る利益の大きさと、対価を支払うことによっ て被る不利益の大きさは等しい。よって税負担と呼べ るような不利益はない。以上を要するに、伝統的な所 得に基づく税負担の見定めでは、取引に現れる貨幣の 価値は見ているが、商品の価値を見ていない。貨幣に よる収入と支出の差である所得だけから、経済主体が 所有する価値の増減を知ることはできない。

^{*6} 利益は不利益に双対な概念として(支出を収入に、「失う」を「得る」に、「望まない」を「望む」に入れ替えるなどして)全く同様に議論できるので、説明を割愛した。

^{*7} なお、この利益・不利益は余剰概念とは別のものである。消費者Xが価格が等しい財Aと財Bから異なる便益を得るなら、XがAを持つこととBを持つことは便益の点では異なる。しかし本文のように自由市場を仮定すると、XはAを所有している状態から市場でそれを売って同価格のBを入手できるし、また逆も可能であるので、利益・不利益の状態としては等価と言える(つまり、どちらの状態からどちらの状態に移ったとしても、利益も不利益もない)。本文の議論はこの等価性に基づいている。

貨幣と商品の両方の交換価値を見ることで、課税さ れる取引における当事者の利益と不利益は、その一連 の取引と納税から分かり、商品価格をその時点(均衡2 に相当する)と比較すべき別の状況(均衡1)を想定す る必要がなくなる。比較静学に訴える必要があった理 由は、「商品の売り手に税が課されたとき、売り手は価 格にそれを上乗せして買い手に税を支払わせるだろう」 と考え、その値上がり分を知るためであったろう。し かし実際には、売り手が価格を引き上げてもその価格 で商品を買うかどうかは買い手の自由であり何の強制 も受けず、従って税を支払うのではなく自分が適当と 思う対価を支払うだけで、値上がり分と税負担は無関 係であったということになろう。買い手が貨幣を支払 い、その価格の商品を交換によって手に入れることは、 交換価値のみを持つ貨幣の効用を余すところなく完全 に享受することなので、この意味でも支払の一部が税 として奪われたとは言えないだろう。

なお、以上の議論は、比較静学による価格変化の見定めの重要性をいささかも減じるものではない。ある商品の、均衡1における価格と均衡2における実質価格を比較することは、その商品を均衡1において一単位買う経済主体の厚生を比較することであり、税導入の是非を検討する際などには決定的に重要であろう。その場合にその価格差(買い手にとっての厚生の悪化)を、ここまで述べた交換価値における不利益(第一義的な税負担)とは異なる何らかの税負担と呼ぶことは可能だろう*8。本稿の考察が示すのは、その価格差は、均衡2において実際に経済活動を行う主体が所有する価値が税として政府に奪われることを意味しないということである。

8 おわりに

本稿では、交換価値に基づく議論によって、間接税の理論における「税負担の転嫁」という概念を明らかにすることを試みた。その議論において以下のことが分かったと考える。

●「税負担の転嫁」を構成する、納税によるものでは

ない財産価値の変化は、課税を原因とする価格変化によって起きるものであり、取引によって起きるものではない

- その増減の大きさは各経済主体の資産構成(ポジション)によって決まる
- その増減は、価格変化前に所有している財貨にの み発生するもので、価格変化の後に新たに生産あ るいは取得した財貨には発生しない
- このような価格変化によって経済主体が被る財産 価値の損失(財貨の損失を伴わない)と、納税に よる損失(財貨の損失を伴う)は別のものであり、 政府の税収となるのは後者である

間接税の理論における「税負担の転嫁」という概念が交換価値に基づくものであれば、それはある納税による損失に対して、価格変化によって多数の経済主体に生じる財産価値の減少・増加のうちの一部を関連づけるために起きているように見えるものである。しかしながら、税導入後の状態における個々の取引ではそのような価格変化による財産価値の減少・増加は起きない。よって、間接税の負担が最終的に消費者に転嫁される理由の中心をなす、個々の取引による売り手から買い手への税負担の転嫁は現実には起きていないと本稿は結論づける。

参考文献

- [1] 冨永和人. 『税負担の転嫁とは何か』(2018年12月) 和情報網デジタル書庫 TK 5
- [2] R. A. マスグレイヴ (木下和夫 監修, 大阪大学財政 研究会 訳)『財政理論II』有斐閣 (1962)
- [3] Richard A. Musgrave and Peggy B. Musgrave "Public Finance in Theory and Practice." McGraw Hill, Chennai, India, 5th ed. (1989)
- [4] N・グレゴリー・マンキュー, 足立英之ほか (訳) 『マンキュー経済学I ミクロ編』東洋経済新報社, 第 3版 (2013)
- [5] 冨永和人. 『消費税の法的な負担と控除不足額の還付について』(2018年12月) 和情報網デジタル書庫 TK 4

^{*8} 既に見たように、税導入によって経済主体が資産価値に被る 影響は各々のポジションによる。商品価格による比較は一種 の抽象化であり、主体が所有する他の財産や収入・支出に影 響がなく、その主体が一単位のみを取引するとして、そのと きにその主体が支出する額が均衡1に比べて均衡2でどれだけ 多いあるいは少ないかを見るものである。しかしそれが本稿 で論じたように第一義的な税負担でないとすれば、それは単 に「均衡1に比べて均衡2で価格がこれだけ騰貴あるいは下落 した」という意味に過ぎないのではないだろうか。